

契約書  
兼  
重要事項説明書

株式会社 BRIGHT  
札幌西区こころとからだの  
訪問看護ステーション リーフ

# 重要事項説明書

## 1. 事業者（法人）の概要

(医療保険用)

事業者（法人）の名称	株式会社 BRIGHT
主たる事務所の所在地	〒063-0823 札幌市西区発寒 3 条 1 丁目 1-13 サンプレイス琴似 2D
代表者（職名・氏名）	代表取締役 西山 慶一
設立年月日	2023 年 12 月 13 日
電話番号	011-699-5590

## 2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	札幌西区こころとからだの訪問看護ステーション リーフ	
サービスの種類	訪問看護	
事業所の所在地	〒063-0823 札幌市西区発寒 3 条 1 丁目 1-13 サンプレイス琴似 2D	
電話番号	011-699-5590	
指定年月日・事業所番号	2024 年 5 月 1 日指定	0160491080
管理者の氏名	西山 慶一	
通常の事業の実施地域	札幌市内	

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	身体疾患または精神疾患のある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅支援サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法または健康保険法、その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村又は都道府県や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の症状の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、作業療法士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤3人、非常勤0人	理学療法士	常勤0人、非常勤0人
准看護師	常勤0人、非常勤0人	作業療法士	常勤0人、非常勤0人
保健師	常勤0人、非常勤0人	言語聴覚士	常勤0人、非常勤0人

#### 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 西 山 慶 一
----------	---------------

#### 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割～3割の額です。

(1) 訪問看護の利用料  
 <保健師、看護師が行う訪問看護>

○基本料金（自宅）対象：精神疾患

	1日目（月の初日） 30分未満/30分以上	2日目～3日目 30分未満/30分以上	4日目以降 30分未満/30分以上
基本療養費Ⅰ（自宅）	4,250円/5,550円	4,250円/5,550円	5,100円/6,550円
管理療養費	7,440円	3,000円	3,000円
自己負担額（1割）	1,170円/1,300円	730円/860円	810円/960円
自己負担額（2割）	2,340円/2,600円	1,450円/1,710円	1,620円/1,910円
自己負担額（3割）	3,510円/3,900円	2,180円/2,570円	2,430円/2,870円

○基本料金（同一建物）

	1日目（月の初日） 30分未満/30分以上	2日目～3日目 30分未満/30分以上	4日目以降 30分未満/30分以上
基本療養費Ⅲ （同一建物）	4,250円/5,550円 （2人まで） 2,130円/2,780円 （3人以上）	4,250円/5,550円 （2人まで） 2,130円/2,780円 （3人以上）	5,100円/6,550円 （2人まで） 2,550円/3,280円 （3人以上）
管理療養費	7,440円	3,000円	3,000円
自己負担額（1割）	1,170円/1,300円 （2人まで） 960円/1,020円 （3人以上）	730円/860円 （2人まで） 510円/580円 （3人以上）	810円/960円 （2人まで） 560円/630円 （3人以上）
自己負担額（2割）	2,340円/2,600円 （2人まで） 1,910円/2,040円 （3人以上）	1,450円/1,710円 （2人まで） 1,030円/1,160円 （3人以上）	1,620円/1,910円 （2人まで） 1,110円/1,260円 （3人以上）
自己負担額（3割）	3,510円/3,900円 （2人まで） 2,870円/3,070円 （3人以上）	2,180円/2,570円 （2人まで） 1,540円/1,730円 （3人以上）	2,430円/2,870円 （2人まで） 1,670円/1,880円 （3人以上）

○基本料金（自宅）対象：精神疾患以外

	1日目（月の初日） 30分～1時間30分	2日目～3日目 30分～1時間30分	4日目以降 30分～1時間30分
基本療養費Ⅰ（自宅）	4,250円/5,550円	4,250円/5,550円	5,100円/6,550円
管理療養費	7,440円	3,000円	3,000円
自己負担額（1割）	1,170円/1,300円	730円/860円	810円/960円
自己負担額（2割）	2,340円/2,600円	1,450円/1,710円	1,620円/1,910円
自己負担額（3割）	3,510円/3,900円	2,180円/2,570円	2,430円/2,870円

○基本料金（同一建物）

	1日目（月の初日）	2日目～3日目	4日目以降
基本療養費Ⅱ （同一建物）	5,550円 （2人まで）	5,550円 （2人まで）	6,550円 （2人まで）
	2,780円 （3人以上）	2,780円 （3人以上）	3,280円 （3人以上）
管理療養費	7,440円	3,000円	3,000円
自己負担額（1割）	1,300円	860円	960円
自己負担額（2割）	2,600円	1,710円	1,910円
自己負担額（3割）	3,900円	2,570円	2,870円

○基本料金 入院患者様で外泊中の方※通常1回のみ

基本療養費	8,500円
自己負担額（1割）	850円
自己負担額（2割）	1,700円
自己負担額（3割）	2,550円

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	内容		金額	自己負担 (1割)	自己負担(2 割)	自己負担 (3割)
24時間対応体制加算	時間外や夜間の対応		6,400円	640円	1,280円	1,920円
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾患等の利用者および特別指示書が交付された利用者に対して訪問した場合。 ①1日1～2回 ②3回以上	同一建物内1～2人	①4,500円 ②8,000円	①450円 ②800円	①800円 ②1,600円	①1,350円 ②2,400円
		同一建物内3人以上	①4,000円 ②7,200円	①400円 ②720円	①800円 ②1,440円	①1,200円 ②2,160円
精神科緊急訪問看護加算 (緊急訪問看護加算)	利用者さんの希望に応じて医師の指示で緊急に訪問		2,650円	270円	530円	800円
複数名訪問看護加算 ※同一建物内1～2人	同時に複数の看護師などが訪問	看護師やOTなどが同行。(週1日まで)	4,500円	450円	900円	1,350円
		看護補助者が同行する場で特別な管理を必要とする利用者を1日1回訪問	3,000円	300円	600円	900円

		看護補助者が同行する場で特別な管理を必要とする利用者を <b>1日2回</b> 訪問	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		看護補助者が同行する場で特別な管理を必要とする利用者を <b>1日3回以上</b> 訪問	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		看護補助者が同行する場で <b>特別な管理を必要とする利用者以外</b> を訪問(3日/週)	3,000円	300円	600円	900円
複数名訪問看護加算 ※同一建物内3人以上	同上	看護師やOTなどが同行。(週1日まで)	4,000円	400円	800円	1,200円
		看護補助者が同行する場で特別な管理を必要とする利用者を <b>1日1回</b> 訪問	2,700円	270円	540円	810円
		看護補助者が同行する場で特別な管理を必要とする利用者を <b>1日2回</b> 訪問	5,400円	540円	1,080円	1,620円
		看護補助者が同行する場合	9,000円	900円	1,800円	2,700円

		で特別な管理を必要とする利用者を1日3回以上訪問				
		看護補助者が同行する場合で特別な管理を必要とする利用者以外を訪問(3日/週)	2,700円	270円	540円	810円
複数名精神科訪問看護加算 ※同一建物内1~2人	同時に複数の看護師などが訪問	1日1回の訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日2回の訪問	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		1日3回以上の訪問	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
複数名精神科訪問看護加算 ※同一建物内3人以上	同上	1日1回の訪問	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回の訪問	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回以上の訪問	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
長時間精神科訪問看護加算 (長時間訪問看護加算)	1回に90分を超える訪問	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
精神科複数回訪問加算	1日に2回以上の訪問	4,500円	450円	900円	1,350円	
	1日に3回以上の訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時~22時)/早朝(6時~8時)の訪問	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算	深夜(22時~6時)の訪問	4,200円	420円	840円	1,260円	
特別管理加算(1回/月)	留置カテーテル、気管切開などの管理を行う場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
	人工肛門、自己導尿、酸素療法、褥瘡、点滴注射などの管理を行う場合	2,500円	250円	500円	750円	

退院時共同指導加算 (2回/月)	退院後の訪問看護について医療機関や施設と共同で指導した場合		8,000円	800円	1600円	2400円
退院支援指導加算 (1回のみ)	退院日に療養上の指導を行う場合 ※ ( ) 内は90分以上		6,000円 (8,400円)	600円 (840円)	1,200円 (1,680円)	1,800円 (2,520円)
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定出来る利用者で特別管理加算の該当になる場合		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算 (1日につき)	6歳未満の子供に訪問する場合		1,500円	150円	300円	450円
在宅患者連携指導加算 (1回/月)	在宅療養者で医療機関と情報を共有して指導を行う場合		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (2回/月)	急変時などに医療機関とカンファレンスを行って共同で利用者や家族に指導する場合		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引などに関して、介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行う。		2,500円	250円	500円	750円
精神科重症患者支援管理連携加算 (1回/月)	医療機関とチームカンファレンスを開催し、精神科訪問看護を行う場合	週2回以上	8,400円	840円	1,680円	2,520円
		月2回以上	5,800円	580円	1,160円	1,740円
専門管理加算 (1回/月)	専門資格のある看護師が管理し、月1回以上訪問する場合		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費 (1回/月)	利用者の同意を得て市区町村、学校、保険医療機関などに情報提供を行う場合		1,500円	150円	300円	450円

訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上ケアを実施した場合	在宅または特別養護老人ホーム(看取り介護加算を算定しない利用者)	①25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
		特別養護老人ホーム(施設側で看取り介護加算を算定している利用者)	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
特別地域訪問看護加算	片道 1 時間以上の移動が必要な訪問の場合	基本療養費の 50/100				

## (2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	負担金なし
利用予定日の当日	2,000 円

(注) 利用予定日の前日(営業時間内)までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

## (3) 交通費に関して(札幌市外)

通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、ステーションの実施地域を超える地点から自宅までの交通費を徴収します。

- ① 札幌市外 5km 未満 300 円
- ② 札幌市外 5km 以上 600 円

## (4) 休日対応に関して

ステーションが休日の場合(土日祝)に、ご利用者の希望により訪問看護を利用した場合は、2000 円/回(1 時間まで)を徴収します。

(5) 延長料金に関して

訪問時間が1時間30分を超えた場合は、延長料金として2000円を徴収します。

(6) 支払い方法

上記(1)から(5)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 北洋銀行 札幌支店(339) 普通口座 7206823 株式会社 BRIGHT 代表取締役 西山 慶一

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医及び都道府県等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けし

ます。

事業所相談窓口	電話番号 011-699-5590
	面接場所 当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	北海道厚生局医療課	電話番号 011-796-5105
	北海道国民健康保険 団体連合会	電話番号 011-231-5161

### 1 2. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを都道府県に通報します。
- (6) 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者または家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

### 1 3. 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、衛生的に管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及び蔓延の防止のための対策を検討す

る委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- (4) 事業所における感染症等の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 1 4. 業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1 5. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
  - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めにかかりつけ医又は当事業所の担当者へご連絡ください。

# 訪問看護契約書

\_\_\_\_\_  
様(以下「利用者」と略します。)と株式会社 BRIGHT  
(以下「事業者」と略します。)は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

## (契約の目的)

第1条 事業者は、健康保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。

## (契約期間)

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

( )年( )月( )日～訪問看護の必要性がなくなるまで。

- 2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

## (個別サービス計画の作成及び変更)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

- 2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

## (提供するサービスの内容及びその変更)

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書兼重要事項説明書」のとおりです。

- 2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに

主治医に連絡するなど必要な援助を行います。

- 4 事業者は、提供するサービスのうち、医療保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

#### (利用料等の支払い)

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書兼重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は、「契約書兼重要事項説明書」のとおりです。
- 3 利用者が、「契約書兼重要事項説明書」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

#### (利用料の変更)

第6条 事業者は、健康保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### (利用料の滞納)

- 第7条 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、主治医又は相談室が住所を有する都道府県等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

#### (利用者の解約権)

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対し

つでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
  - 一. 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合
  - 二. 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
  - 三. 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

### (事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により30日間の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 一. 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- 二. 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、主治医及び必要に応じて利用者が住所を有する都道府県等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

### (契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 一. 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 二. 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 三. 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 四. 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- 五. 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 六. 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- 七. 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受

- けることとなった場合
- 八. 利用者が看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合
  - 九. 利用者が死亡した場合

### (損害賠償)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。
- 4 加入保険

保険会社：東京海上日動火災保険会社

保険内容：賠償責任保険

### (守秘義務)

第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画又は計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医又は相談室、居宅サービス事業者との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、

### (苦情処理)

第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書兼重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口及

- び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
  - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

### (サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅サービス支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

### (個人情報の使用に関して)

第15条 当事業所（札幌西区こころとからだの訪問看護ステーションリーフ）では、利用者様に頂いた個人情報を適切に保護・管理するために、その取扱い方針を以下のように定めます。

#### 2 利用目的

<当事業所での利用>

- ・ご利用者に提供するサービス業務等（計画・報告・連絡・相談等）
- ・本事業の請求業務及び会計・経理等の報告
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・サービスの質向上等（ケア会議、研修等）
- ・その他、ご利用者に係る管理・運営業務等

<他事業所等への情報提供>

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他事業所との連携、照会への回答等
- ・医療保険・介護保険事務の委託
- ・審査支払機関への請求等、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

＜上記以外の利用＞

- ・看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・学会での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

### 3 利用する期間

サービスの提供を受けている期間

### 4 利用する条件

- （1）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- （2）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

#### **(契約外条項)**

第16条 本契約に定めのない事項については、健康保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。



上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項と契約内容と個人情報の取り扱いについて説明しました。利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 所在地 札幌市西区発寒3条1丁目1-13 サンプレイス琴似2D  
事業者(法人) 株式会社 BRIGHT  
事業所 札幌西区こころとからだの訪問看護ステーション リーフ  
代表者職・氏名 代表取締役 西山 慶一 印  
説明者職・氏名

- 私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
- この文書が契約書の一部となることについても同意します。
- 第15条に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者 住所  
氏名  
印  
※直筆の場合は押印不要

署名代行者(又は法定代理人)  
住所  
本人との続柄  
氏名

立会人 住所  
氏名